


名家連ニュース

令和2年7月31日(金)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX(052)846-5576 NO.739号

精神障害者保健福祉手帳所持者数(名古屋市)

令和2年3月31日現在

区	1級	2級	3級	所持者数	区	1級	2級	3級	所持者数
千種	109	1,282	558	1,949	熱田	45	452	268	765
東	27	435	228	690	中川	172	1,802	847	2,821
北	109	1,374	640	2,123	港	111	1,137	594	1,842
西	92	1,003	578	1,673	南	128	1,221	617	1,966
中村	87	1,111	556	1,754	守山	186	1,503	585	2,274
中	53	464	320	837	緑	124	1,648	836	2,608
昭和	66	678	388	1,132	名東	107	1,217	691	2,015
瑞穂	60	685	385	1,130	天白	115	1,221	697	2,033
					全市	1,591	17,233	8,788	27,612
						5.7%	62.4%	31.9%	

(情報提供者：名家連会長/堀田 明)

障害年金復習シリーズ③ ❖ 年金請求前に確認すること ❖

障害年金の申請をする場合、次の4点について調べておくと障害年金を受けられるかどうかの判断がつきやすくなります。

(1)初診日を確認する

初診日は、どの年金(国民年金・厚生年金・共済年金)の対象になるのかということと、障害年金を受けるために必要な納付要件をみるためのポイントになります。

また、初診日が20歳前か後かということも押さえてください。20歳前の初診日であれば、保険料の納付義務がないため、無拠出制の障害基礎年金の対象になります。

初めて受診した医療機関で受診状況等証明書(初診日証明書)を受け取ります。



[受診状況等証明書](#)（下線青色部分にカーソルを当てて CTRL キーを押しながらクリックして下さい）

但し、初めて受診した医療機関と現在通院している医療機関が同じであれば、初診日を証明する「受診状況等証明書」は、診断書によって証明されますので、取得する必要はありません。

（注）初診の医療機関が精神科以外の場合で、その後、障害年金の対象となる精神疾患と診断された場合は、因果関係を客観的に証明する必要があり、こうしたケースは社会保険労務士に相談することをお勧めします。また、初診日が特定できない場合なども同様です（このケースは後述致します）。



(2)保険料の納付状況を確認する

年金加入中に初診日のある人は、加入したことのある年金制度の加入期間と納付状況を確認しましょう。国民年金・厚生年金の加入者は、年金事務所で年金納付記録を受取に行きましょう。国民年金のみの方は、区役所の保険・年金課で確認できます。共済年金の方は、各共済組合に問い合わせましょう。

保険料納付要件は、下記の通りです。

- (1) 初診月の前々月までの年金加入期間において 2/3 以上の保険料が納付又は免除されていること。
- (2) 初診日において 65 歳未満であり、初診月の前々月までの 1 年間に保険料の未納がないこと。

（注）年金は保険制度であり、未加入者や保険料納付要件を満たしていない方は、障害年金申請の対象になりません。

年金加入要件や保険料納付要件を満たしていることが分かったら、社会保険事務所又は区役所保険年金課の窓口で障害年金の申請に必要な書類を

加入している年金	障害年金の種類	相談窓口・請求先
国民年金	障害基礎年金	区役所・年金事務所
厚生年金	障害厚生年金	年金事務所
共済年金	障害共済年金	各共済組合

受け取ります。その中に、国民年金（障害基礎年金）、厚生年金（障害厚生年金）の何れかに該当する年金請求書があります。

障害基礎年金の場合の年金請求書

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/todoke/shougai/20180305.files/107.pdf>

障害厚生年金の場合の年金請求書

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/todoke/shougai/20180305.files/104.pdf>



(3)障害認定日の状態を確認する

初診日から、1年6か月後（初診日が昭和49年7月31日以前の方は3年後）の頃の状態がどんな様子だったかを思い出して書いておきます。これは遡及請求（障害認定日の状態が年金受給に該当していた人が、障害認定日から1年以上経過してから請求すること）に該当するかどうかの目安を立てる上で必要です。

(4)治療歴をおさえる

初診日から現在までの治療歴（入院・外来それぞれの時期や医療機関）や生活の様子（障害の状態）を書き出して下さい。

受給請求をする段階で、年金診断書や病歴・就労状況等申立書などの必要書類を作成するときに役立ちます。

